

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務実績評価に係る基本方針及び年度評価に係る実施要領概要（案）

【基本方針】

（１）評価の観点

- 1) 中期計画の内容が実施され、中期目標が達成されること
- 2) 法人の業務運営が適正かつ効率的に行われていること
- 3) 法人の組織及び運営の状況が住民に明らかにされていること

（２）評価方針及び評価方法等

①年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている項目別（小項目及び大項目）及び全体について評価する。

【法人】

a 項目別評価

法人は、年度計画の小項目ごとに業務の実績及び自己評価を記載した業務実績報告書を評価委員会に提出する。（各事業年度終了後3月以内に提出）

<実施要領>

- 実績の記載に当たっては、できる限り具体的かつ定量的に記載するとともに、特色ある取組、法人運営や事業実施に当って工夫したこと、今後の課題などを積極的に記載する。
- 自己評価は、次の基準により実施する。
 - 「5」：年度計画より大幅に上回って実施している。
 - 「4」：年度計画より上回って実施している。
 - 「3」：年度計画どおりに実施している。
 - 「2」：年度計画より下回っている。
 - 「1」：年度計画より大幅に下回っている、又は実施していない。



【評価委員会】

a 項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき当該事業年度における中期計画の実施状況を確認及び分析し、小項目及び大項目について評価する。

<実施要領>

[小項目評価]

- 評価委員会は、提出された業務実績報告書に基づき、年度計画に定めた小項目ごとに、その実績に対する評価を行う。
- 評価は、法人自己評価と同様の基準により実施する。
- 評価に当たっては、目標値や前年度実績値と当該年度実績値との比較だけでなく、計画を達成するための取組等についても考慮し、総合的に評価することとする。
- 評価委員会が、法人の自己評価と異なる評価をする場合は、その理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

[大項目評価]

- 評価委員会は、当該評価委員会による小項目評価に基づき、年度計画に定めた大項目ごとに、中期計画の実現に向けた進捗状況について評価を行う。
- 評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。
- 評価は、次の基準により実施する。
 - 「S」：中期計画の実現に向けて著しく進捗している、又は中期計画を大幅に超える成果を出している。（全ての小項目評価が3～5で、評価委員会が特に認める場合）
 - 「A」：中期計画の実現に向けて順調に進捗している。（全ての小項目評価が3～5）
 - 「B」：中期計画の実現に向けておおむね順調に進捗している。（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割以上）
 - 「C」：中期計画の実現のためにはやや遅れている。（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満）
 - 「D」：中期計画の実現のためには大幅に遅れている。（小項目評価における3～5の割合がおおむね9割未満で、評価委員会が特に認める場合）

b 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第28条第3項に基づく勧告を行うこととする。

<実施要領>

- ・評価委員会において、項目別評価を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、総合的な評価を記述式により行う。

②中期目標期間評価

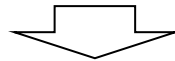
中期計画に記載されている大項目及び全体について評価する。

(中期目標期間評価に係る実施要領は平成30年度に作成予定)

【法人】

a 大項目評価

法人は、中期計画の大項目ごとに業務の実績及び自己評価を記載した業務実績報告書を評価委員会に提出する。(各事業年度終了後3月以内に提出)



【評価委員会】

a 大項目評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期目標の達成状況を確認及び分析し、大項目ごとに評価する。

b 全体評価

評価委員会は、大項目評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるときは、法第30条第3項に基づく勧告を行うこととする。

(3) 法人への意見聴取等

評価委員会は、評価に当たり法人から意見又は説明を聴くことができる。また、評価結果の決定に当たり、評価結果案について法人から意見の申出があった場合は、その機会を法人に付与する。

(4) 評価結果の活用

- 1) 評価委員会は、評価結果及び必要に応じて行った勧告に基づいて法人が取り組むべき業務の改善について、法人にその業務の改善結果の報告を求めることができる。
- 2) 評価委員会は、市長の法人の業務継続の必要性及び組織の在り方その他その組織及び業務全般に係る検討や、市長の次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して意見を述べるときは、それまでに評価委員会が行った評価結果を踏まえて意見を述べるものとする。